

文教厚生常任委員会資料
2025年（令和7年）12月12日
こども局こども育成室

議案第74号関連資料

明石市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 制定の目的及び概要

本年9月の文教厚生常任委員会においてご報告しております、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、内閣府で定める基準に準拠した内容としておりますが、乳児室の面積や従事する職員の資格については、保育の質の確保の観点から市の独自基準としております。

【条例で定める基準】

・乳児等通園支援事業の一般原則、設備、職員の資格や員数及び運営に関する基準

【市が独自に追加する内容】

・配置職員は保育士に限定するほか、0歳児室の必要面積を1人あたり3.3m²とする。

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 2025年（令和7年）9月29日～10月31日

(2) 意見数 意見はありませんでした

3 施行期日

年度内に事業認可事務を行う必要があることから、公布の日をもって施行期日とします。

【参考】

1 事業者募集について

(1) 事前協議期間

2025年（令和7年）10月1日～10月17日

(2) 申込件数

期間中に複数の事業者と協議を行い、うち4事業者から申込みがありました。申込みに至らなかった事業者についても、協議を継続し事業実施を目指します。

(3) 受入枠確保に向けた今後の対応

当事業に興味を持った事業者にヒアリングを行いましたが、現在、2歳までの入所者数が多く保育室の面積や保育士に余裕がないことや、国が示す補助金額では採算が合わないなどの理由により、事業実施や検討に踏み切れないというご意見がありました。4月以降の事業の需要を見据えて、追加募集についても検討してまいります。

2 今後のスケジュール

令和8年 1月	児童福祉専門分科会及び認可部会
2月	利用者向け広報の実施
3月	確認条例（※）改正案の提出、利用者申込み受付開始
4月	事業者認可・事業運営開始、利用開始

※確認条例とは「明石市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」のことで、乳児等通園支援事業を実施する施設を、給付対象施設として定めるための条例です。